

雇用保険に加入してもらえない、失業給付をもらいたい

- ・会社が雇用保険に加入してくれないが、どうすればよいか。
- ・退職するので失業給付をもらいたい。
- ・退職する時に何を注意すればよいか。

◆ 基本のきほん

◎雇用保険とは

雇用保険は、労働者が失業した場合に、必要な給付を行うことにより、再就職するまでの間の生活の安定を図る（基本手当などの求職者給付）とともに、求職活動を容易にするなど早期の再就職を促進すること（再就職手当などの就職促進給付）、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用機会の増大、職業能力の開発向上などを目的とした保険です。

失業等給付は、勤めていた会社を解雇されたとか退職したとか、会社が倒産したり人員整理が行なわれたために、辞めざるをえなかったという場合に求職者給付（基本手当など）として支給されます。

◎加入するには

雇用保険は全ての事業を適用対象としています。法人の事業所はもちろん、協同組合、個人経営の店など、1人でも労働者を雇用した場合は雇用保険に加入しなければなりません。（ただし、農林・畜産・水産・養蚕業のうち、労働者が5人未満の個人経営事業のみ任意加入です。）

したがって、適用事業で働く労働者であって、①週の所定労働時間が20時間以上あること、②31日以上の継続雇用が見込まれること、この2つの要件を満たせば被保険者になります。パートタイマーやアルバイトであっても、上記の①と②の要件を満たせば原則として被保険者となります（後で触れますが、適用事業で働いていても被保険者になれない人、雇用保険が適用されない人もいます。）

◎被保険者の種類

- ①一般被保険者→②③④以外の被保険者をいいます。
- ②高年齢被保険者→65歳以上の労働者をいいます。（③④を除く）
- ③短期雇用特例被保険者→季節的な仕事に期間を定めて雇用される者、又は季節的に入・離職する者及び1年未満の短期雇用されることを常態とする者です。
- ④日雇労働被保険者→ここにいう日雇労働者とは、概ね、以下の労働者を指します。適用事業に日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者で、適用区域などに居住、又は適用区域にある事業に雇用される者です。（上記に該当しない人で公共職業安定所に認可された者なども含まれます。）

◎雇用保険の被保険者になれない人の例示

- ①法人の代表者、監査役・取締役、協同組合等の社団又は財団の役員など。
ただし、明らかに雇用関係がある場合や、報酬支払い等の面からみて、労働者の側面も有しているとみられる場合は、被保険者となります。例：取締役〇〇部長
- ②生命保険会社・損害保険会社の外務員等で雇用契約が明確でない者
- ③家事使用人
- ④個人事業主と同居の親族

- ⑤国外で就労する者（出張、国内事業所からの在籍出向を除く）
- ⑥外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けている者

※2以上の事業主に雇用される人は、主たる賃金を受ける事業所で被保険者になります。

※在宅勤務者は、事業所勤務者との同一性が確認できる場合は、被保険者になります。（指揮監督系統、所定労働日、勤務管理の明確性などにより判断されます。）

◎雇用保険法が適用されない人とは

- ①1週間の所定労働時間が20時間未満の人（ただし、日雇い労働被保険者に該当する者は除く）
- ②同一の事業主に31日以上の継続雇用が見込まれない人
- ③季節的に雇用される人で、4カ月以内の期間を定めて雇用される、又は1週間の所定労働時間が30時間未満の人
- ④昼間部の学生のアルバイト
- ⑤漁船の船員
- ⑥国・都道府県・市町村の公務員及びその他これらに準ずる事業に雇用される者のうち、離職した場合に、雇用保険の水準を超える給付を受けられる者

◎保険料はどうやって支払うのか

保険料は、労働者と事業主の両方から徴収することになっており、給料及び賞与の総支給額を基本に算定されます。給料等への掛け率を「保険料率」といい、その率は事業の種類によって異なります。労働者が負担すべき保険料（毎月の給料総支給額（通勤交通費含む）及び賞与の総支給額に所定の保険料率を乗じた額）は、給料、賞与から控除されます。

65歳以上の労働者も「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用の対象となります。なお、短期雇用・日雇労働者等でない高年齢労働者（4月1日現在満64歳以上）の雇用保険料免除措置は廃止されました。（令和2年3月31日まで）。

◎基本手当を受けるのに必要な条件とは

- ① 離職により被保険者でなくなったこと
- ② 失業の状態にあること（「積極的に就職しようとする気持ち」と「いつでも就職できる能力」があり、加えて「積極的に就職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」が必要です。）
- ③ 原則として、離職の日以前の2年間に、賃金支払基礎日数11日以上（被保険者期間）が12か月以上あること（被保険者期間は、1事業所の12か月でも良いし、転職などで複数の事業所に在籍した場合は、受給資格の決定を受けていなければ通算され、その合計が12か月以上あれば良いことになっています。）

例外として、倒産・解雇等会社の都合により離職した場合（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約の期間が満了し、更新を希望したにもかかわらず更新について合意が成立しないため離職した場合、又は正当な理由のある自己都合により離職した場合（特定理由離職者）は、離職の日以前の1年間に、雇用保険に加入していた期間が6か月以上あり、賃金支払基礎日数11日以上（被保険者期間）が6か月以上あること

上記3つの条件を全て満たしていることが必要です。

- なお、65歳（誕生日の前日）以降に離職した人は、離職理由にかかわらず、離職の日以前の1年間に、賃金支払基礎日数11日以上の方が6か月以上あること（この場合基本手当ではなく、高年齢求職者給付金となります）

◎受給期間は？

基本手当の所定給付日数は、年齢、被保険者であった期間、離職理由等により異なります。基本手当の受給期間は、原則として、離職日の翌日から1年間となっていますので、離職したからできるだけ早めに手続きをしてください。手続きが遅れると、所定給付日数の多い人は、途中で給付が打ち切られることもありますので、注意が必要です。

例外として、「受給期間延長申請書」を提出して受給期間を延長できる場合もあります。（出産・病気等で30日以上就職できない者など）

◎受給手続き（通常の場合）

事業主は、公共職業安定所提出用の離職証明書・離職票に離職理由・賃金支払状況を記載した上で、被保険者資格喪失届とともに、事業所を管轄する公共職業安定所に提出します。公共職業安定所は離職票を事業主に交付し、離職者は事業主から離職票を受領し、居住地を管轄する職業安定所に出向き、求職の申込をした上で離職票を提出して、受給資格の決定を受けます。手続きの際は、雇用保険被保険者証、離職票1・2、印鑑（認印で良い）、個人番号確認書類、本人確認書類（運転免許証等）、最近の写真2枚（タテ3cm、ヨコ2.5cm程度）、普通預金通帳（本人名義）が必要です。

確かめましょう

- あなたは雇用保険の被保険者ですか
- 離職票の「離職理由」は、どのようになっていますか
- 離職票の「賃金額」の記載は正しいですか

こんな対処法があります！

1 離職票の「離職理由」について

基本手当は、受給資格決定日から7日間（待期期間）を過ぎないと支給されませんが、離職理由が①自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合②正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、さらに1か月から3か月（原則3か月）の給付制限を受けます。このように離職理由によっては給付制限があるので、離職票を受け取る時には、離職理由を正確に記載してもらうことが重要です。

ただし、自己都合による退職であっても「正当な理由」と公共職業安定所が判断した場合は、給付制限を受けない場合があ

ワンポイントチェック

◎会社と解雇の効力を争っているのですが、生活のためにとりあえず雇用保険から受給できますか？

仮給付を受けられます。仮給付とは裁判所、労働委員会、労働基準監督署に提訴、申立申告などをし、解雇の効力を争っている場合で、公共職業安定所に係争中であることを証明するもの（事件係属証明書、仮処分申立書のコピー等）を提出し、勝訴してバックペイの支払を受けた場合には、保険給付を返還することを約束すれば、雇用保険給付の条件付給付を受けることができる制度です。

ります。

主なものとして、

- ◆健康上の理由（病気・ケガ）
 - ◆やむを得ない家庭の事情（親族の看護など）
 - ◆配置転換により通勤困難になったとき
 - ◆事業所の移転・廃止・休業
 - ◆採用当初の条件と実際の労働条件が著しく違うとき
 - ◆上司・同僚などからの嫌がらせがあるようなとき
 - ◆新技術に能力的に適応できないとき
- 等があります。

「正当な理由」と認められるためには、離職票の「具体的事情記載」の欄に、上記の事情を詳しく記入する必要があります。

2 離職票の「賃金額」について

離職票に記載された「賃金額」により、基本手当日額が決定されますので、正確に記載されているかどうか確認することが重要です。労働の対償であれば、食事・被服など現物支給や通勤手当も賃金です（雇用保険法第4条第4項）。

3 会社が雇用保険に加入していなかった場合は？

事業所が雇用保険に加入していなかった場合には、労働者自身が離職後、居住地を管轄する公共職業安定所に出向き、事業所に雇われていたことを証明しなければなりません。遡及して加入手続きが行われた場合、保険料は、労使双方とも遡って負担しなければなりません。時効の関係で2年間しか遡れません。

給料から雇用保険料が差し引かれていない場合は、加入の手続きが済んでいるのか、会社に確認してください。

なお、平成22年10月からは、給与明細などで保険料が給与から天引きされていたことが明らかである場合は、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続きができるようになっています。

4 離職票を会社が発行してくれない場合は

離職者が出た場合、事業所は離職した日の翌々日から10日以内に公共職業安定所に資格喪失届を提出し、離職票の発行手続きをすることになっています。しかしながら、円満退職でない場合には、会社は退職を認めず、あるいは嫌がらせにより、離職票の発行を拒否することがあるかもしれません。このような場合には労働者は、事業所を管轄する公共職業安定所に相談してみてください。公共職業安定所では会社に事情を聞き、離職票の発行を急ぐよう催促してくれます。

なお、離職票の発行手続きが遅れた場合でも、基本手当の受給資格について仮決定が行われることがあります。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045) 633-6110(代) / 川崎支所 (044) 833-3141 /

県央支所 (046) 296-7311 / 湘南支所 (0463) 22-2711(代)

発行 神奈川県かながわ労働センター

横浜市中央区寿町1-4 〒231-8583

令和2年5月発行